

日本労働同盟
會長 鈴木 文治
青柳 善一 郎様
關東評議會の回答書及び遺機

我等の見解と態度

除名派が大いに於て形勢不利と見て取つた結果、これを一度は引込め、今度は中央委員に於て處断せんとした、六名除名の直接の動機となつたものは、前述べたる如く、大會議場に於ける、質問と討論である。

元來、労働組合は思想團體ではなくて、労働者が主として經濟上に於ける階級の利害の一致に依り、結果して資本家階級の日常的部分的利害の維持のために抗争しながら、無階級解放の終局的目的に向つて、一歩一歩進歩の團體である以上、その内部に諸種の思想的傾向を有する者の存在することは當然であり、むしろ是等を包容するところに組合の本領があるのである。

斯うな労働組合の職分は、其組合員に思想の自由を許してゐるのである。

然るに異なる組合員間に異なる意見が充分に、公然と論議される機會が與へられず、或一部の最高幹部の意思のみが傳統的的精神として（階級社會に於ける支配階級の思想の如く）組合員に強制し、これに同意せぬものは、悉く組合から放逐する云ふが如きは、労働組合本来の使命を全然忘却し去つた、組合の發展を阻害する所の幹部の官僚主義化である。

労働組合が發展し、運動が大衆化するに從つて如何なる戰術が、何故に採用されるかは、あ

船工労働組合よりの詢問書に對しても同様の場合があつた。

更に本月二十八日大阪聯合委員會に於ては、西尾、塚本氏及び他大阪聯合會に所屬せる常關の責任幹部は、已々其責任ある地位を退く旨を申出でるに及んだ。

以上が今日に至る迄の經過の内容である。

そこで我等は此問題に對する我等が組合の見解、及態度を明かにするであらう。

所謂六名除名の根本理由

然し今斯うな質問と討論が除名の理由としてよしや是認される事（斯うな仮定は絶対に許さざるべき）ではないが、この質問と討論に於ては代議員でなかつた渡邊、杉浦君等は遺憾ながら除名の光榮に浴する事は出来ぬ。

これ又では誰が考へても六名除名の理由ならぬことは明かである。そこで除名派幹部が、ブルジョア新聞に發表し、自派の組合員に宣傳し、除名に賛成せしめるべく煽動した事は、被除名者が共產黨と關係し、其指導の下に總同盟を乗取らんとしてゐる云ふことである。

斯くの如く、自己の墮落と官僚化を被はなうために組合運動本来の精神に背馳して、行刺するものを悉く、共產黨自呼ばりをするが如きは、特に日本の階級道徳上の罪惡であり、彼等が總同盟を御用組合に墮落せし

總同盟の規約を無視した彼等の態度

めらうために、努力してゐる事を證明するに足るものである。

除名派幹部が、治安維持法反對運動を中央委員會に於て阻止せんとしたのは最早善し行に足らぬ。現に彼等は政府に代つて組合内部に治安維持法を強制しつゝ、あるではないか！

彼等は總同盟の主義精神を山解するに同時に、其規約すら全然無視しつゝ、あるのである。

例へば、大阪出身の中央委員が、二十七日中央委員會に於て除名を提議する事を豫期して居ながら、地方的活動の主體であり、然かも被除名者中二人迄も大阪聯合會所屬組合員であるに拘らず、此問題に對する聯合會委員會の意志を問ふせず、自

刷新運動の目的

我等が彼等の根本的差異、彼等が我等に除名を以つて、或は評議會解散を以て、罪を被らば、我等も亦總同盟刷新のために奮起するに致つたのは彼等の斯くの如き墮落と官僚化が、そしてこれに背從せぬ組合員を、労働運動本来の精神に立脚したものであるか、又は方向轉換の具體化が否か云ふ點にある。

我等が中央委員會に對して臨時全國大會開催を要求したのは、この等の問題を徹底的に論議し更に斯くの如き紛擾を再び繰返へずが如き根柢を排除せんがために外ならぬ。

そして、これは我等の組合が眞に中央委員會に提出した決議文の示す如く、一、第三日議案規約其他の再審議（改正）、二、中央委員選舉區の改正、三、關東地方評議會と同盟會の問題に關する審議、一、責任幹部の引責辭職等に依つて實現されるのである。

今回の事件に對する責任最高幹部の數人は兎にも角にも引責辭職をせんとして居る。けれども其前に、一切の問題を解決するため臨時大會を開催する云ふことは、此場合、少くも今日の中央委員會のなすべき、殘された所の、唯一の職務である。

關西同盟會理事會で問題にしておきながら、理事會が該事件に對して彼等に有利な決定をなさなかつたのを見て、今回の除名問題は、被除名者の三名迄しか關西同盟會所屬組合員でないから、理事會はさておき、同盟會長に對してすら、一度も相談せなかつた事等は、如何に彼等が、專制獨裁者化しつゝ、あるかを證明してゐる。